

2007年2月9日

支店形式の保険会社に対する監督行政の各国の現状

チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店

チーフ・リスク・オフィサー 兼 保険計理人 御子神 弘久

各国（EU、USA、オーストラリア、香港）の現状につき、本社経由で調査した結果は以下の通りです。支店形式に係る現状調査という本題から外れた回答もありますが、ご参考までに記載しております。

1. EU

欧州経済領域協定（EEA）加盟国に登録した保険会社については、ソルベンシーおよび財務面についての監督は母国の監督行政に任されている。これは、支店形態にも適用され、支店形式および会社形式による差異はない。もし、他国に支店がある場合にはその支店も含めてソルベンシー・マージンの要件を満たさなければならない。

契約者保護制度については、EU レベルでの統一規則はなく、各国で独自に定めている。統一規則の制定について、欧州委員会（European Commission）にて数年間議論されているものの、まずフィージビリティ・スタディーを外部コンサルタントに依頼することが、昨年（2006年）6月に決定された。これは2007年半ばの完成を目途としており、2008年までは結論は出ない予定である。

2. USA

損害保険

支店形式と会社形式による差異は特にはない。

ソルベンシー・マージンは NAIC RBC モデル（NAIC = National Association of Insurance Commissioners）にもとづき計算される。NAIC 年次報告要領にもとづく認容資産（Admitted Assets）のみ資産として認められる。

また、前年末剰余金の10%もしくは前年の運用収益のいずれか小なる金額を超える配

当（過去1年間におこなった配当との合計）をおこなう際は、保険監督官に30日前に報告し、認可を受ける必要がある。（NY州では、未実現キャピタル益は配当が認められない。）

生命保険

（回答待ち）

3. オーストラリア

損害保険

資本要件および資産保有国に関する要件は、支店形式と会社形式で特に差異はない。議論の余地はあるものの、国内保有資産に関する支店に対する規制は厳しくなりつつある。

損害保険についての契約者保護制度はない。但し、過去の破綻例では政府が援助し、その援助額についてその後業界が負担している。なお、テロ・リスクに対する政府プログラムがあるが、これも業界からの拠出で賄われることになる。

生命保険

基本的に損害保険と同じ。

4. 香港

基本的に、外国保険会社（支店・現地法人）および内国保険会社との差異はない。

ソルベンシー・マージン要件は、損害保険・長期保険・キャプティブ保険会社別に定められている。（損害保険については、基本的に保険料および保険金の一定割合となっている。）

特殊な保険会社（再保険専門会社・キャプティブ）を除き、負債およびソルベンシー・マージンの80%を香港特別行政区内に保有する必要がある。

契約者保護制度は、自動車および労災補償保険にのみ設けられ、当該種目を引受けるすべての保険会社は拠出しなければならない。

以上